

大阪市介護サービス事業所等に対するサービス提供体制確保事業補助金交付要綱

令和3年8月6日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、大阪市介護サービス事業所等に対するサービス提供体制確保事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は大阪府新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所・施設等に対するサービス提供体制確保事業補助金交付要綱（間接補助分）（令和3年6月21日施行）に基づくほか、この要綱の定めるところにより、介護サービスを行う事業所・施設等が、新型コロナウイルスの感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧・改善を図ることを支援するとともに、平時から緊急時に備えた応援派遣体制を構築するための、かかり増し経費等に対して支援を行うことを目的とする。

(補助要件)

第3条 介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助を受けることができる者は、介護サービス事業所等の所在地が大阪市内にあり、かつ、別表1～3までの対象事業所・施設等に記載された事業所とする。

(補助の対象及び補助額)

第4条 補助の対象となる経費は、新型コロナウイルス感染症への対応において、通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用とし、別表1～3までの各対象経費に定めるものとする。ただし、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに執行する経費に限る。

2 市長は、予算の範囲内で、対象事業所・施設等ごとに、別表1～3までの基準単価と前項に定める補助の対象となる経費の実支出額とを比較して少ない方の額を限度として補助することができる。

3 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

4 補助金は、一対象事業所・施設等につき、別表1～3のそれぞれを基準単価まで助成することができる。

5 補助金は、一対象事業所・施設等につき、別表1①③に規定する介護サービス事業所等における緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業補助及び別表3に規定する介護サービス事業所等における緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業補助のいずれか一方又は双方を申請することができる。

6 特別な事情により基準単価を超える必要がある場合については、個別協議を実施し、市長が特に必要と認める事業所・施設等に限り、基準単価を上乗せすることができる。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、大阪市介護サービス事業所等に対するサービス提供体制確保事業補助金交付申請書(様式第1号)に規則第4条各号に掲げる事項を記載し、本市が定める期間に市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業総括表(別紙1-1)
- (2) 事業所・施設等別申請額一覧(別紙1-2)
- (3) 事業所・施設等別個票(別紙1-3)
- (4) 収支予算書(様式第2号)
- (5) 介護サービス提供体制を確保するために必要な経費等の支出内容等がわかる見積書又は領収書等の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、大阪市介護サービス事業所等に対するサービス提供体制確保事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不相当であると認めるときは、理由を付して大阪市介護サービス事業所等に対するサービス提供体制確保事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の申請を受理してから30日以内に、当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第6条第3項の必要な条件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「補助金等適正化法施行令」という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(申請の取下げ)

第8条 補助金の交付の申請を行った者は、第6条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は規則第7条第1項の規定によりこれに付

された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、大阪市介護サービス事業所等に対するサービス提供体制確保事業補助金交付申請取下書(様式第5号)により申請の取下げを行うことができる。

2 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 補助金の請求及び交付については、大阪市会計規則(昭和39年大阪市規則第14号)の定めるところによるものとする。

(交付の時期等)

第10条 市長は、補助事業の完了後、第16条の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)から請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(補助事業の変更等)

第11条 補助事業者は、補助事業の内容等の変更(軽微な変更を除く。)をしようとするときは、大阪市介護サービス事業所等に対するサービス提供体制確保事業補助金変更承認申請書(様式第6号)を、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、大阪市介護サービス事業所等に対するサービス提供体制確保事業補助金中止・廃止承認申請書(様式第7号)を市長に対し提出し承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更は、補助対象経費の総額に対して20%以内の増減を伴う経費の配分又は事業内容の変更とする。

(事情変更による決定の取消し等)

第12条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、大阪市介護サービス事業所等に対するサービス提供体制確保事業補助金事情変更による交付決定取消し・変更通知書(様式第8号)により補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の決定の取消し又は変更により特別に必要となった次に掲げる経費に限り、補助金を交付することができる。

(1) 補助事業に係る残務処理に要する経費

(2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

4 第5条から前条までの規定は、前項の規定による補助金の交付について準用する。

(補助事業等の適正な遂行)

第13条 補助事業者は、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(立入検査等)

第14条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で、職員に当該

補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、大阪市介護サービス事業所等に対するサービス提供体制確保事業補助金実績報告書(様式第9号)に規則第14条各号に掲げる事項を記載し、30日以内に市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業実施報告書(別紙2)

(2) 介護サービス提供体制を確保して提供するために必要な経費等に係る領収書等の写し。ただし、第5条に定める申請書提出の際に同一の領収書等を添付している場合は、この限りではない。

(3) 介護サービス提供体制を確保して提供するために必要な経費等に係る収支決算書又は決算見込書(様式第10号)

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第16条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大阪市介護サービス事業所等に対するサービス提供体制確保事業補助金額確定通知書(様式第11号)により補助事業者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第17条 規則第17条第3項の規定による通知においては、市長は、大阪市介護サービス事業所等に対するサービス提供体制確保事業補助金交付決定取消書(様式第12号)により補助事業者に通知するものとする。

(関係書類の整備)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第16条に規定する通知を受けた日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は補助金等適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(仕入控除税額の報告)

第19条 補助事業者が、補助金の交付後に消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の申告によりこの補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第13号)により、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに速やかに市長に報告しなければならない。なお、補助事業者が

全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税等の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税等の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を本市に返還しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告があった場合には、補助事業者に対して当該仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

附 則

この要綱は、令和3年8月6日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表1

(ア) 新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等（休業要請を受けた事業所・施設等を含む）

- ① 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む）
- ② 濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所（多機能型事業所の訪問サービスを含む）、短期入所系サービス事業所（多機能型事業所の宿泊サービスを含む）、介護施設等
- ③ 都道府県、保健所を設置する市又は特別区から休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所（多機能型事業所の通いサービス又は宿泊サービス、短期利用認知症対応型共同生活介護を含む）
- ④ 感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等（①、②の場合を除く）※別添1参照
- ⑤ 病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養を行った高齢者施設等 ※別添2参照

対象事業所・施設等（※1）		基準単価 （千円）	単位	対象経費	補助額
通所介護事業所	通常規模型	537	事業所	○(ア)①～③に該当する事業所・施設等の場合 【緊急時の介護人材確保に係る費用】 ①職員に感染等による人員不足に伴う介護人材の確保 緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用（別添1のとおり。） ②通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保 緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】 ③介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用 ④感染性廃棄物の処理費用 ⑤感染者又は濃厚接触者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用 ⑥通所系サービスの代替サービス提供のための費用 代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く） ※なお、②、⑥については、代替サービス提供期間の分に限る ○(ア)④に該当する施設等の場合 【緊急時の介護人材確保に係る費用】 ⑦職員に感染等による人員不足に伴う介護人材の確保 一定の要件に該当する自費検査費用（別添1のとおり。） ○(ア)⑤に該当する高齢者施設等の場合 【緊急時の介護人材確保に係る費用、職場環境の復旧・環境整備に係る費用】 ⑧感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用（別添2のとおり。）	以下に定める額を基本に予算の範囲内で補助する。 ・事業所・施設等ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。 なお、事業所・施設等のうち特別な事情により基準単価を超える必要がある場合については、個別協議を実施し、市長が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せする。
	大規模型（Ⅰ）	684	事業所		
	大規模型（Ⅱ）	889	事業所		
地域密着型通所介護事業所（療養通所介護事業所を含む）		231	事業所		
認知症対応型通所介護事業所		226	事業所		
通所リハビリテーション事業所	通常規模型	564	事業所		
	大規模型（Ⅰ）	710	事業所		
	大規模型（Ⅱ）	1,133	事業所		
短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所		27	定員		
訪問介護事業所		320	事業所		
訪問入浴介護事業所		339	事業所		
訪問看護事業所		311	事業所		
訪問リハビリテーション事業所		137	事業所		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		508	事業所		
夜間対応型訪問介護事業所		204	事業所		
居宅介護支援事業所		148	事業所		
福祉用具貸与事業所		-			
居宅療養管理指導事業所		33	事業所		
小規模多機能型居宅介護事業所		475	事業所		
看護小規模多機能型居宅介護事業所		638	事業所		
介護老人福祉施設		38	定員		
地域密着型介護老人福祉施設		40	定員		
介護老人保健施設		38	定員		
介護医療院		48	定員		
介護療養型医療施設		43	定員		
認知症対応型共同生活介護事業所		36	定員		
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（定員30人以上）		37	定員		
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（定員29人以下）		35	定員		

※1 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。また、

- ・各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設等として取り扱う。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防マネジメント）を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所（通常規模型）と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設等として取り扱う。
- ・通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、助成の申請時点で判断すること。

別表2

(イ) 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所

別表1の(ア)①、③以外の通所系サービス事業所(小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(通いサービスに限る)を除く)であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所(※2)

対象事業所・施設等(※1)		基準単価(千円)	単位	対象経費	補助率
通所介護事業所	通常規模型	537	事業所	【緊急時の介護人材確保に係る費用】 ① 通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保 緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】 ② 通所系サービスの代替サービス提供のための費用 代替場所の確保(使用料)、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く) ※なお、①、②については、代替サービス提供期間の分に限る	以下に定める額を基本に予算の範囲内で補助する。 ・事業所・施設等ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。
	大規模型(I)	684	事業所		
	大規模型(II)	889	事業所		
地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む)		231	事業所		
認知症対応型通所介護事業所		226	事業所		
通所リハビリテーション事業所	通常規模型	564	事業所		
	大規模型(I)	710	事業所		
	大規模型(II)	1,133	事業所		

- ※1 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。また、
- 各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設等として取り扱う。
 - 介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防マネジメント)を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所(通常規模型)と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設等として取り扱う。
 - 通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、助成の申請時点で判断すること。
- ※2 「通所系サービス事業所の職員により利用者の居宅への訪問によるサービス提供を行った事業所」は、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)」(令和2年2月24日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、振興課、老人保健課連名事務連絡)別紙1の2に基づきサービス提供している事業所を指す。

別表3

(ウ) 感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（以下のいずれかに該当）の利用者の受け入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う事業所・施設等

- ・別表1の(ア)①又は③に該当する介護サービス事業所・施設等
- ・感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した介護サービス事業所（※3）

対象事業所・施設等（※1）		基準単価 (千円)	単位	対象経費	補助率
通所介護事業所	通常規模型	268	事業所	<p>【連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用】</p> <p>① 感染が発生した事業所・施設等からの利用者の受け入れに伴う介護人材確保</p> <p>② 感染が発生した事業所・施設等への介護人材の応援派遣</p> <p>のための、緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、職員派遣に係る旅費・宿泊費</p>	<p>以下に定める額を基本に予算の範囲内で補助する。</p> <p>・事業所・施設等ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。</p> <p>なお、事業所・施設等のうち特別な事情により基準単価を超える必要がある場合については、個別協議を実施し、市長が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せする。</p>
	大規模型（Ⅰ）	342	事業所		
	大規模型（Ⅱ）	445	事業所		
地域密着型通所介護事業所（療養通所介護事業所を含む）		115	事業所		
認知症対応型通所介護事業所		113	事業所		
通所リハビリテーション事業所	通常規模型	282	事業所		
	大規模型（Ⅰ）	355	事業所		
	大規模型（Ⅱ）	567	事業所		
短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所		13	定員		
訪問介護事業所		160	事業所		
訪問入浴介護事業所		169	事業所		
訪問看護事業所		156	事業所		
訪問リハビリテーション事業所		68	事業所		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		254	事業所		
夜間対応型訪問介護事業所		102	事業所		
居宅介護支援事業所		74	事業所		
福祉用具貸与事業所		282	事業所		
居宅療養管理指導事業所		16	事業所		
小規模多機能型居宅介護事業所		237	事業所		
看護小規模多機能型居宅介護事業所		319	事業所		
介護老人福祉施設		19	定員		
地域密着型介護老人福祉施設		20	定員		
介護老人保健施設		19	定員		
介護医療院		24	定員		
介護療養型医療施設		21	定員		
認知症対応型共同生活介護事業所		18	定員		
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（定員30人以上）		19	定員		
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（定員29人以下）		18	定員		

- ※1 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。また、
- ・各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設等として取り扱う。
 - ・介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防マネジメント）を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所（通常規模型）と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設等として取り扱う。
 - ・通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、助成の申請時点で判断すること。
- ※3 「自主的に休業」とは、各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日（通所系サービス事業所が※3の訪問によるサービスのみを提供する場合を含む）が連続3日以上の場合を指す。

【別添1】

別表1の対象経費に記載する経費のうち、「一定の要件に該当する自費検査費用」の取扱いは、次のとおりとする。（※別表1（ア）④関連）

1 助成対象

高齢者は、症状が重症化しやすい者が多く、クラスターが発生した場合の影響が極めて大きい
ため、行政検査により、感染者が多数発覚している地域やクラスターが発生している地域におい
て、特に高齢者施設（施設系・居住系）については、感染者が一人も発生していない施設であ
っても、職員・入所者全員を対象に、いわば一斉・定期的な検査を実施することとされているこ
とを踏まえて、次の介護施設等を対象とする。

（対象施設等）

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療
養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く）、
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

2 助成の内容及び要件

次の要件に該当する自費での検査費用を助成対象とする。

1の対象施設等において、

- ・ 濃厚接触者と同居する職員
- ・ 発熱等の症状（※）を呈するが保健所等により経過観察を指示された職員
- ・ 面会後に面会に来た家族が感染者又は濃厚接触者であることが判明した入所者

などの者に対して施設等としては感染疑いがあると判断し、個別に検査を実施する場合かつ、
次の①及び②の要件に該当するもの。

※ 「症状」とは、新型コロナウイルス感染症の症状として見られる発熱、呼吸器症状、頭痛、
全身倦怠感などの症状を指す。

① 近隣自治体や近隣施設等で感染者が発生した場合、又は感染拡大地域における施設等であ
ること。

② 保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関に行政検査としての検査を依頼したが対
象にならないと判断され、施設等の判断で実施した自費検査であること。

※ なお、②については、自費検査を行った施設等において行政検査の対象とならなかった経
緯を記載したチェックリスト（別紙1-4）を作成し、本事業の申請書（様式第1号）と
併せて本市に提出すること（必要に応じて本市は保健所等にも確認を行うことがある。）。

※ なお、感染者が確認された場合は、その後の検査は行政検査で行われることから、本事業
の対象とはならない。

3 助成の上限額

一人1回当たりの補助上限額は2万円を限度とする（ただし、別表1の補助単価の範囲内）。

4 その他

職員や利用者の個別の状況、事情にかかわらず、事業者の判断で実施される定期的な検査や一
斉検査は対象外とする。

【別添 2】

別表 1 の対象経費に記載する経費のうち、「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」の取扱いは、次のとおりとする。（※別表 1（ア）⑤関連）

1 助成対象

- 高齢者施設等において新型コロナウイルス感染症に利用者が罹患した場合に、
 - ・ 病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養することとなり、
 - ・ 保健所の指示等に基づき、施設内療養時の対応の手引きを参考に、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を実施した、高齢者施設等を対象とする。

（対象事業所・施設等）

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所

2 助成の内容及び要件

施設内療養を行う場合に発生する通常のサービス提供では想定されない、

- ① 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供
- ② ゾーニング（区域をわけ）の実施
- ③ コホーティング（隔離）の実施、担当職員を分ける等の勤務調整
- ④ 状態の急変に備えた日常的な入所者の健康観察
- ⑤ 症状に変化があった場合等の保健所等への連絡・報告フローの確認等を、必要な体制を確保しつつ行うことに伴う追加的な手間について、療養者毎に要するかかり増し費用とみなし、助成対象とする。

1 の対象事業所・施設等であって、次の(1)及び(2)の要件に該当する場合とする。

- (1) 保健所に入所者の入院を依頼したが、病床ひっ迫等により、保健所等から入所継続の指示があった場合など、やむを得ず施設内療養することとなった高齢者施設等であること。
- (2) 保健所の指示等に基づき、必要な体制を確保しつつ、施設内療養時の対応の手引きを参考に、①～⑤を実施した高齢者施設等であること。

※ なお、(1)及び(2)については、チェックリスト（別紙 1－5）及び対象者リスト（別紙 1－6）に記載し、本事業の申請書（様式第 1 号）と併せて本市に提出すること（必要に応じて、本市は保健所等にも確認を行うことがある。）。

3 助成の上限額

施設内療養者一人当たり 15 万円とする。ただし、15 日以内に入院した場合は、発症日から入院までの施設内での療養日数に応じ、一人当たり一日 1 万円を補助する。

なお、別表 1 の補助単価の範囲内とする。

4 その他

本助成は、別表 1（ア）①から③に該当する事業所・施設等への対象経費とあわせての助成が可能である。